

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

しゃかいふくしほうじん ふくずみかい
社会福祉法人 福角会

していきょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ
指定共同生活援助事業所

いつきホームズ

していきょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ
指定共同生活援助事業所 につきホームズ 重要事項説明書

1. サービスを提供する事業所

めいしょう 名称	しゃかいふくくしほうじん ふくずみかい 社会福祉法人 福角会
しよざいち 所在地	えひめけんまつやましふくずみちようこう 愛媛県松山市福角町甲1829番地
でんわ ふあつくす 電話/FAX	でんわ 089-978-5855 FAX 089-978-5856
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちよう よしのみちこ 理事長 芳野道子
ほうじん せつりつねんがっぴ 法人の設立年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和47年5月31日

2. 利用事業所

じぎょうしょ しゆるい 事業所の種類	きょうどうせいかつえんじょじぎょう 共同生活援助事業
していねんがっぴ 指定年月日	へいせい ねん がつ にち 平成24年4月1日
じぎょうしょばんごう 事業所番号	えひめ だい 愛媛 第3820102162号
じぎょうしょめいしょう 事業所の名称	していきょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ 指定共同生活援助事業所 につきホームズ
しゆ たいしやうしや 主たる対象者	ちてきしやうがいしや 知的障害者（18歳未満を除く）
じぎょうしょ しよざいち 事業所の所在地と	えひめけんまつやましふくずみちようこう 愛媛県松山市福角町甲1829番地
れんらくさき 連絡先	でんわ 089-978-1166 FAX 089-978-1411
かんにりしや 管理者	やすたかやす し 安高泰志
かんりにせきにんしや サービス管理責任者	ふくとみともき しらいしみほ 福富智樹 白石美穂
えいぎやうび 営業日	365日
えいぎやうじかん 営業時間	げつやうび きんやうび 月曜日から金曜日までの日中の時間帯を除く24時間。ただし、 しゆくじつ きゆうじつ 祝日・休日の日中の時間帯を除くこともある。
えいぎやうび 営業日・サービス提供時間	24時間
じぎょうしょ もくてき 事業所の目的	きょうどうせいかつえんじょじぎょう 共同生活援助事業につきホームズにおいて実施する共同生活援助 じぎょうしょ てきせい うんえい かくほ ため ひつやう じんいんおよ うんえいかんりに かん 事業所の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する じこう きだ きょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ えんかつ うんえいかんりに ほか 事項を定め、共同生活援助事業所の円滑な運営管理を図るとともに、 りようしや いしおよ じんかく そんちやう つね とうがい りようしや たちば た 利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った てきせつ きょうどうせいかつえんじょじぎょう ていきやう かくほ 適切な共同生活援助サービスの提供を確保することを目的とする。
うんえい ほうしん 運営の方針	りようしや いこう しゆこう しょうがいとくせい た じじやう ふん けいかく さくせい 利用者の意向、趣向、障害特性その他の事情を踏まえた計画を作成 し、これに基づき利用者に対して共同生活援助事業サービスを提供 もと りようしや たい きょうどうせいかつえんじょじぎょう するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、 こうか けいぞくてき ひやうか じっし 利用者に対して適切かつ効果的に共同生活援助事業サービスを提供 りようしや たい てきせつ こうかてき きょうどうせいかつえんじょじぎょう ていきやう するものとする。
だいさんしやひやうか じっしじやうきやう 第三者評価の実施状況	じっし うむ なし 実施の有無 : 無

3. いつきホームズの概要

(1) 各ホームの概要

※別紙参照

(2) 従業員の体制

職 種	人 数	常 勤	非 常 勤
管理者	1名	1名 (いつきの里と兼務)	—
サービス管理責任者	2名	2名 (2名共いつきの里と兼務)	—
生活支援員	21名	20名 (16名いつきの里と兼務・3名は世話人との兼務)	1名
世話人	14名	11名 (3名は生活支援員と兼務)	3名

4. 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制			
管理者	8：30～17：30			
サービス管理責任者	通常	8：30～17：30	宿 直	21：00～翌6：30
	早出1	6：30～15：30	夜 勤	15：00～翌10：00
生活支援員	早出2	7：00～16：00		
	遅出1	12：00～21：00	遅出2	10：00～19：00
世話人				
常駐世話人	当日6：30～9：30と16：00～21：00の計8時間			

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

《提供するサービスについて》

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|---|
| <p>(1) 訓練等給付費等から給付されるサービス</p> <p>(2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただくサービス〔(1)以外のサービス〕</p> |
|---|

① 訓練等給付費対象サービス

種 類	内 容
相談及び支援	<p>・当事業所は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。</p> <p><相談窓口> サービス管理責任者・福富 智樹</p>
入浴	<p>・原則的に毎日行います。ただし、利用者の心身の状況により入浴することが困難な場合は、清拭になる場合があります。</p> <p>※設備の点検・修繕等により、入浴できない場合があります。</p>
排泄	<p>・利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。</p>
着脱衣	<p>・必要に応じて介助、確認を行います。</p>

せいよう 整容	・個性を尊重しながら適切に支援を行います。
いどう 移動	・利用者の状況に応じて適切な支援を行います。
にっちゅうかつどう 日中活動の支援	・自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて支援します。 ・利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援します。
よか 余暇の支援	・余暇支援を行うほか、各種イベントを計画します。
けんこうかんり 健康管理	・常時、従業者により疾病予防、健康管理に努めます。 ・従業者が利用者の服薬を管理します。与薬マニュアルに基づき、誤りのないよう万全を期します。 ・利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。(付き添い料が掛かる場合があります) ・バックアップ施設(障害者支援施設いつきの里)の看護師との連携を図り、健康管理に努めます。 ・訪問看護ステーションとの委託契約により、日常の健康管理や24時間の連絡体制確保、重度化した場合の対応等に対する健康管理体制の充実に努めます。 「重度化した場合における対応に関する指針」については、別紙参照

②訓練等給付費対象外サービス

しゅ 種 類	ない 内 容
しょくじ 食事	・利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 《食事時間》 ・平日 朝食(7:15~8:00) 昼食(利用事業にて) 夕食(18:30~19:30) ・休日 朝食(7:15~8:00) 昼食(12:00~13:00) 夕食(18:30~19:30) ※食事時間はあくまで目安です。
とくべつ 特別な食事	・利用者の希望により特別な食事を提供する事もできます。(要相談)
かくしゅつ 各種付き添い等	・利用者の希望する医療機関等への受診や薬の受け取り等。
よか 余暇の支援	・利用者の希望に応じて実施します。潤いのある質の高い生活を送る事ができるように支援します。
あずかり 預かり金等管理	・利用者の希望により、預かり金等管理サービスをご利用いただけます。「預かり金管理規定」については別紙参照。
にっちゅうかつどう 日中活動支援	・日中活動先との調整等を支援します。

その他日常生活上必要となる支援	・利用者の希望により実施します。 (健康診断・歯科検診・予防接種・理美容・クリーニング・粗大ごみ処分等)
-----------------	---

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

《サービス利用料金》

お支払いいただく利用料はつぎのとおりです。

(1) 訓練等給付費サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち利用者負担分(サービス利用料金全体の1割を上限)を事業者にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

① -1 訓練等給付費対象サービス利用料金(7名までのホーム)

A ご利用者の障害支援区分	区分1以下	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
B 報酬単価(単位:1単位10円)	242単位	292単位	381単位	467単位	547単位	661単位
C サービス利用料金(日額)	2,420円	2,920円	3,810円	4,670円	5,470円	6,610円
D うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	2,178円	2,628円	3,429円	4,203円	4,923円	5,949円
E サービス利用に係る自己負担額(C-D)	242円	292円	381円	467円	547円	661円

【大規模住居減算】

各ホームの定員8人以上の場合、訓練等給付費対象サービス利用料金報酬単価が下記のように減算になります。

1 居住の定員が8人以上20人以内	所定単価数 × 95/100
-------------------	----------------

① -2 訓練等給付費対象サービス利用料金(8名以上 20名までのホーム)

A ご利用者の障害支援区分	区分1以下	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
B 報酬単価(単位:1単位10円)	230単位	277単位	362単位	444単位	520単位	628単位
C サービス利用料金(日額)	2,300円	2,770円	3,620円	4,440円	5,200円	6,280円
D うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	2,070円	2,493円	3,258円	3,996円	4,680円	5,652円
E サービス利用に係る自己負担額(C-D)	230円	277円	362円	444円	520円	628円

② 特別な支援に伴う利用料金

前項の基本的なサービス利用料金以外に、次の特別な支援を行う場合は、ご利用されるサービスごと利用料金が必要になります。

【夜間支援等体制加算（Ⅰ）】夜勤を伴う夜間支援従事者を配置している場合

(1) 夜間支援対象利用者4人

A 報酬単価 (単位: 1単位10円)	336 単位
B サービス利用料金 (日額)	3,024 円
C うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1,008 円
D サービス利用に係る自己負担額 (B-C)	336 円

(2) 夜間支援対象利用者5人

A 報酬単価 (単位: 1単位10円)	269 単位
B サービス利用料金 (日額)	2,690 円
C うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	2,421 円
D サービス利用に係る自己負担額 (B-C)	269 円

(2) 夜間支援対象利用者6人

A 報酬単価 (単位: 1単位10円)	224 単位
B サービス利用料金 (日額)	2,240 円
C うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	2,016 円
D サービス利用に係る自己負担額 (B-C)	224 円

(3) 夜間支援対象利用者7人

A 報酬単価 (単位: 1単位10円)	192 単位
B サービス利用料金 (日額)	1,920 円
C うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1,728 円
D サービス利用に係る自己負担額 (B-C)	192 円

(2) 夜間支援対象利用者8人以上10人以下

A 報酬単価 (単位: 1単位10円)	149 単位
B サービス利用料金 (日額)	1,490 円
C うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1,341 円
D サービス利用に係る自己負担額 (B-C)	149 円

【夜間支援等体制加算（Ⅱ）】宿直を伴う夜間支援従事者を配置している場合

(1) 夜間支援対象利用者4人以下

A 報酬単価 (単位: 1単位10円)	112 単位
B サービス利用料金 (日額)	1,120 円
C うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1,008 円
D サービス利用に係る自己負担額 (B-C)	112 円

(2) 夜間支援対象利用者5人

A 報酬単価 (単位: 1単位10円)	90 単位
B サービス利用料金 (日額)	900 円
C うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	810 円

D サービス利用に係る自己負担額 (B-C)	90円
------------------------	-----

(2) 夜間支援対象利用者6人

A 報酬単価 (単位: 1単位10円)	75単位
B サービス利用料金 (日額)	750円
C うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	675円
D サービス利用に係る自己負担額 (B-C)	75円

(3) 夜間支援対象利用者7人

A 報酬単価 (単位: 1単位10円)	64単位
B サービス利用料金 (日額)	640円
C うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	576円
D サービス利用に係る自己負担額 (B-C)	64円

(2) 夜間支援対象利用者8人以上10人以下

A 報酬単価 (単位: 1単位10円)	50単位
B サービス利用料金 (日額)	500円
C うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	450円
D サービス利用に係る自己負担額 (B-C)	50円

【夜間支援等体制加算(Ⅲ)】常時の連絡体制・防災体制を確保している場合

1. サービス利用料金 (単位) / 日	100円 (10単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	90円
3. 自己負担額 (1-2)	10円

【福祉専門職員配置等加算Ⅲ】

1. サービス利用料金 (単位) / 日	40円 (4単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	36円
3. 自己負担額 (1-2)	4円

【日中支援加算Ⅰ】

1. サービス利用料金 (単位) / 日	支援対象者1人の場合	支援対象者2人以上の場合
	5,390円 (539単位)	2,700円 (270単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	4851円	2,430円
3. 自己負担額 (1-2)	539円	270円

【日中支援加算Ⅱ】

ご利用者の障害支援区分	区分3以下		区分4以上	
	支援対象者1人	支援対象者2人以上	支援対象者1人	支援対象者2人以上
1. サービス利用料金 (単位) / 日	2,700円 (270単位)	1,350円 (135単位)	5,390円 (539単位)	2,700円 (270単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	2,340円	1,215円	4,851円	2,340円
3. 自己負担額 (1-2)	26円	135円	539円	26円

【入院時支援特別加算】（月1回を限度）

ご利用者の障害支援区分	入院期間が3日以上7日未満	入院期間が7日以上
1. サービス利用料金（単位）／月	5,610円（561単位）	11,220円（1,122単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	5,049円	10,098円
3. 自己負担額（1－2）	561円	1,122円

【長期入院時支援特別加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	1,220円（122単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1,098円
3. 自己負担額（1－2）	122円

【帰宅時支援加算】（月1回を限度）

ご利用者の障害支援区分	外泊期間が3日以上7日未満	外泊期間が7日以上
1. サービス利用料金（単位）／月	1,870円（187単位）	3,740円（374単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1,683円	3,366円
3. 自己負担額（1－2）	187円	374円

【長期帰宅時支援加算】

1. サービス利用料金（単位）／日	400円（40単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	360円
3. 自己負担額（1－2）	40円

【重度障害者支援加算】加算対象者のみ

1. サービス利用料金（単位）／日	3,600円（360単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	3,240円
3. 自己負担額（1－2）	360円

【医療連携体制加算Ⅴ】

1. サービス利用料金（単位）／日	390円（39単位）
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	351円
3. 自己負担額（1－2）	39円

【福祉介護職員処遇改善加算】

1. サービス利用料金（単位）／月	1月+所定単位×74/1000
-------------------	-----------------

※1か月の基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計にかける（四捨五入）

※給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）訓練等給付費対象外サービスの料金

訓練等給付費等の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当

な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

以下については、料金（実費等）をいただきます。

③訓練等給付対象外サービス利用料金

項 目	料 金	
食費 (配食サービス)	朝食 236円	夕食 340円
	※夕食に炒飯や炊き込みご飯が出る場合は360円になります。	
食材料費(調味料・お米代等)	月額 1,200円	
特別な食事	実費	
家賃	月額18,000円	
日用品費(トイレットペーパー、洗濯洗剤、食器用洗剤、掃除用洗剤、ハンドソープ等)	月額 600円	
光熱水費(水道・電気・ガス・灯油 等)	※別紙参照	
共益費(愛媛CATV・浄化槽保守点検・町内会費他)		
電話代	実費	
特別な病院受診等に係る諸費用 (各種特別な付き添い等を含む)	参加費・交通費	実費
	付添費 30分	(時間内) 600円 (時間外) 700円
預かり金等管理サービス	年10,000円	
故意破損弁償代	実費	各種保険加入者は補償範囲を超えた場合
コピー費用	1枚	白黒10円 カラー30円
各証明書の発行	1部	100円
その他日常生活上必要となる諸費用 (理美容・クリーニング・予防接種・粗大ごみ処分等)	実費	

- ※1. 食事をキャンセルする場合は、当日の11時迄に事業所へご連絡下さい。
お申し出のない場合、当日の夕食代(340円：夕食に炒飯や炊き込みご飯が出る場合は360円)と翌日の朝食代(236円)をいただく場合があります。
- ※2. 訓練等給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ※3. 特別な病院受診等に係る諸費用の付添費の単価につきましては、利用者1名につき引率者1名で引率を行った場合の費用となります。従って、参加利用者及び引率者が複数の場合は、所要時間に引率人数を掛けたものを参加利用者数で割ったものが、一人当たりの費用となります。
- ※4. 特別な病院受診等に係る諸費用の付添費における(時間内)とは、8：30～17：30までとなります。それ以外の時間につきましては、(時間外)の費用が適応されます。
- ※5. 各ホームの退去にあたっては、部屋の清掃費用や修繕費用等、実費分を徴収させていただきます。
- ※6. その他、社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

※7. 各ホームの建物・付属設備等の修繕・保守点検等の負担については、別紙のとおり、各自で修繕等のご負担をいただきます。

※8. 家賃・光熱水費・共益費・食材利用費・日用品費については、その月の利用日数にかかわらず定額の請求とさせていただきます。

《利用者負担の軽減について》

〔利用者負担に関する月額上限〕

1カ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

別表 1		
区分	世帯の収入状況	1カ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	
低所得2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	
一般1	市町村民税課税世帯 (20歳未満)	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯	37,200円

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記《サービス利用料金》(1)(2)の料金・費用は、1カ月ごとに計算しご請求します。利用者負担金は、当月末日精算の翌々月末日払いです。

支払方法

- ・ご指定の口座からの自動引き落としでお願い致します。
- ・現金又は振込での支払いを希望される場合はお申し出下さい。

6. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応します。
防火管理責任者	福富 智樹
避難訓練	消防法に定められた年2回以上の訓練を利用者参加の上実施
防災設備	消火器 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 消防機関へ通報する火災報知設備 誘導灯

7. 個人情報保護について

施設は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱います。

担当者	氏名	住所	電話番号
個人情報保護管理者	安高 泰志	松山市福角町甲1829番地	089-978-1166

- ・従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報については、在職中及び退職後においても他に漏らしません。
- ・利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。
- ・利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合には、予め文書にて同意を得ることとする。
- ・利用者の円滑なサービス利用のため支援を行う際に、利用者及びご家族に関する情報を提供する場合には、予め文書にて同意を得るものとする。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業所は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者の負担となります。）

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 個別支援計画
- (2) サービス提供の具体的な内容
- (3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町への通知事項
- (4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
- (5) 利用者からの苦情の内容
- (6) 事故の状況及び事故に際しての対応
 - ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。
 - ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、9：00～17：00（平日）です。

9. 苦情の受付について

- (1) 苦情申立先

いつきホームズの受付窓口				
担当者	職名・役職名	氏名	住所	電話番号
受付担当者	支援課長補佐	白石美穂	松山市福角町甲1829番地	089-978-1166 m-shiraishi@hukuzumikai.com
第三者委員	福角会監事	小林保一	松山市吉藤2-17-46	089-922-5265
	福角会評議員選任・解任委員	八木孝教	松山市堀江町甲1378-5	089-979-0405

かいけつせきにしや 解決責任者	かんりしや 管理者	やすたかやすし 安高泰志	まつやましふくかくちやう 松山市福角町甲1829番地	089-978-1166 y-yasutaka@hukuzumikai.com
※意見箱を設置しておきますのでご利用ください。				
ぎやうせいなど うけつけきかん ・行政等の受付機関				
きかんめい 機関名		じゆうしよ 住所		でんわばんごう 電話番号
えひめけん 愛媛県	ほけんふくしぶしやう 保健福祉部 障がい福祉課	まつやましいちばんちやう 松山市一番町 4-4-2		089-912-2420
まつやまし 松山市	ほけんふくしぶしやう 保健福祉部 障がい福祉課	まつやましにばんちやう 松山市二番町 4-7-2		089-948-6719
えひめけんしやかいふくしやう 愛媛県社会福祉協議会	うんえいできせいいいんかい 運営適正委員会	まつやましもちだちやう 松山市持田町 3-8-15		089-998-3477

10. きんきゆうじとう たいおう じこ たいおうふく 緊急時等の対応（事故対応含む）について

- (1) サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに協力医療機関又は利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を行い、管理者に報告します。
- (2) 協力医療機関等へ連絡等が困難な場合は、他の医療機関への連絡を行う等の必要な処置を行います。
- (3) サービス提供により事故が発生した場合は、直ちに関係市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (4) サービス提供により賠償すべき事故が発生した時は、速やかに損害を賠償するものとしてします。

11. ぎやくたいぼうし 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79条）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

(1) ぎやくたいぼうし かん せきにんしや せつち 虐待防止に関する責任者の設置

たんとうしや 担当者	しやくめい しゃくしやくめい 職名・役職名	めい 氏名	じゆう 住所	でんわばんごう 電話番号
ぎやくたいぼうしせきにんしや 虐待防止責任者	しえんかちやう 支援課長	ふくとみともき 福富智樹	まつやましふくかくちやう 松山市福角町甲1829番地	089-978-1166 t-fukutomi@hukuzumikai.com

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

【行政関係の虐待受付窓口】

えひめけんしやう 愛媛県障がい者権利擁護センター (福祉総合支援センター)	しよざいち まつやましほんまち 所在地 松山市本町 7-2 でんわばんごう 電話番号 089-911-2177
まつやましほけんふくしぶしやう 松山市保健福祉部 障がい福祉課 (松山市障がい者虐待防止センター)	しよざいち まつやましにばんまち 所在地 松山市二番町 4-7-2 でんわばんごう 電話番号 089-948-6849

12. 協力医療機関

利用者が、専門医師等の診断・治療を受けることになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。

・ 協力医療機関			
医療機関名	科名	所在地	電話番号
堀江病院	精神科・内科	松山市福角町甲1582	089-978-0783
矢野内科	内科	松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522
山本整形外科	整形外科	松山市内宮町533-4	089-979-5151
まこと歯科クリニック	歯科	松山市福角町甲538番地10	089-978-7677
・ 受診医療機関			
医療機関名	科名	所在地	電話番号
愛媛県立中央病院		松山市春日町83番地	089-947-1111
松山赤十字病院		松山市文京町1番地	089-924-1111
岡本外科胃腸科	外科・胃腸科	松山市たかぎ町255-1	089-978-2282
十亀皮膚科	皮膚科	松山市道後町1-6-30	089-943-5067
川谷整形外科	整形外科	松山市常竹甲379-1	089-994-7800
岡本耳鼻咽喉科	耳鼻科	松山市山越2-1-30	089-926-3349
はしもと脳神経外科	脳神経外科	松山市馬木町2230-1	089-989-5959
城北耳鼻咽喉科	耳鼻科	松山市木屋町3丁目11-4	089-924-6670
さなだ眼科	眼科	松山市東長戸1-8-6	089-926-3377
別所眼科	眼科	松山市山越5-14-14	089-923-6789
愛媛県口腔保健センター	歯科	松山市柳井町2丁目6-2	089-932-5047
光洋台デンタルクリニック	歯科	松山市小川甲200-1	089-994-3777
河田外科・脳神経外科	外科・脳神経外科	松山市六軒家町3の19	089-924-1590
渡辺泌尿器科内科	泌尿器科・内科	松山市山越町455番地1	089-922-7088
山中内科・消化器内科クリニック	内科・消化器内科	松山市内宮町558-1	089-978-7611
奥島病院	婦人科	松山市道後町2丁目2番1号	089-925-2500
うめおか神経クリニック	てんかん外来	松山市二番町3丁目8-21	089-913-0133
原循環器科内科クリニック	循環器科・内科	松山市祝谷2丁目12-32	089-917-7755
* 利用者の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡等を行います。			

13. いつきホームズを利用の際に留意していただく事項

いつきホームズを利用されている方々の生活の場としての快適性や安全性を保つため、次に掲げる事項についてご留意ください。

来訪・面会	原則として、就寝から起床までの時間以外でお願いします。尚、ご家族以外の方については、利用者との関係をお尋ねする場合があります。
-------	---

がいしゅつ がいぱく 外出・外泊	いつでもできます。支援員・世話人又は事務所等にご連絡下さい。
いりょうきかん じゅしん 医療機関への受診	より専門科への受診が必要と判断された際に、受診が継続的になる場合や受診先が遠方である場合等は、ご家族に協力を依頼することもあります。
せつび ぎぐ りよう 設備・器具の利用	設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は弁償して頂くことがあります。
きつ えん 喫煙	希望によりできます。ただし、所定の場所での喫煙と、健康上の理由により制限させて頂く場合があります。
いん しゅ 飲酒	希望により、お酒を楽しむこともできます。ただし、過飲等で他の利用者に迷惑となる場合や健康上の理由で制限させて頂くことがあります。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。自己管理のできない利用者につきましては、預り金サービス（有料）のご利用となります。
しゅうきょう せいじ えいりかつどう 宗教・政治・営利活動	利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。
どうぶつしいく 動物飼育	動物の飼育はできませんが、金魚等についてはご相談ください。
まけんぶつとう 危険物等	危険物の持ち込みは禁止いたします。

(別紙)

「重度化した場合における対応に関する指針」

1. 急性期における医師や医療機関との連携体制

(1) いつきホームズの入居者に、体調の急変などが発生した場合には、協力医療機関（堀江病院・矢野内科・山本整形外科・まこと歯科クリニック）の対応により、速やかに適切な処置を行います。

(2) 入居者が体調の急変などにより、入院を伴う医療処置を行うことが必要とされる状態になった時には、速やかにご家族等に連絡し、ご意向を伺ったうえ、協力医療機関の医師により可能と判断された場合において、いつきホームズに居住した状態で協力医療機関の医師、またはその指示による看護師により、医療処置を行います。

ただし、協力医療機関の医師によりいつきホームズに居住した状態での看護、介護が困難と判断された場合、または、入居者、家族等が医療機関への入院を希望する場合には、「堀江病院・矢野内科・山本整形外科」または入居者、代理人の希望する医療機関への入院を調整いたします。

(3) 医療連携体制の整備に関する報酬の加算

区分・報酬 障害支援区分1～6 39単位/日

2. 入院期間中におけるグループホームの居住費および食費等の取り扱い

入院期間中の食費は欠食とし、提供分の請求といたします。

ただし、家賃・共益費・光熱水費・食材料費・日用品費は定額での請求といたします。

(1)	家賃 共益費	定額の請求 定額の請求【別紙参照】
(2)	光熱水費 食材料費 日用品費	定額の請求【別紙参照】 定額の請求 定額の請求
(3)	食費	提供分の請求

2019年 月 日

指定共同生活援助事業に関するサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 共同生活援助事業所 いつきホームズ

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定共同生活援助事業に関するサービスの提供及び利用の開始に同意しました。

利用者

(住所)

(氏名)

印

立会人

(住所)

(氏名)

印

(利用者との関係)

【つばき・もくれんホーム】

■ホームの概要

めい しょう 名 称	こう ぞう 構 造	しまらめんせき 敷地面積	のべゆかめんせき 延床面積	リビング ダイニング	とくしつだつりょう 浴室脱衣場	トイレ	かいじょ 介助トイレ	きよ しつ 居 室 しつすう (室数)	せわにんしつ 世話人室
つばき もくれん ホーム	もくぞうひらや 木造平屋	578.08 m ²	284.96 m ²	28.88 m ²	36.10 m ²	13.537 m ²	—	10.83 m ² (10室)	9.02 m ²
					36.10 m ²	18.054 m ²			8.12 m ²

■訓練等給付対象外サービス利用料金

こうねつすいひ すいどう でんき とうゆ 光熱水費 (水道・電気・灯油)	8,700円 ^{えん}
きょうえきひ えひめけーぶるてれび じょうかそうほしゆてんけん じょうかそうせいそうひ ちょうないかいひ 共益費 (愛媛CATV・浄化槽保守点検・浄化槽清掃費・町内会費)	890円 ^{えん}

■非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつと さだ ぼうさいけいかく たいおう 別途に定める防災計画により対応します。
ひなんくんれん 避難訓練	ねん かいじつし 年2回実施する。
ぼうさいせつび 防災設備	らうでんかさいけいほうき しょうかき ゆうどうとう しょうぼうきかん つうほう かせいほうちせつび じどうかせいほうちせつび 漏電火災警報器 消火器 誘導灯 消防機関へ通報する火災報知設備 自動火災報知設備 スプリンクラー設備

【あかりホーム】

■ホームの概要

名称	構造	敷地面積	延床面積	リビング ダイニング	浴室脱衣場	トイレ	介助トイレ	居室 (室数)	世話人室
あかり ホーム	木造平屋	628.85 m ²	132.66 m ²	19.7 m ²	6.95 m ²	4.43 m ²	—	12.63 m ² (4室)	16.24 m ²

■訓練等給付対象外サービス利用料金

光熱水費 (水道・電気・灯油)	7,300円
共益費 (愛媛CATV・浄化槽保守点検・浄化槽清掃費・町内会費)	1,260円

■非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
避難訓練	年2回実施する。
防災設備	消火器 誘導灯 熱式火災探知機 スプリンクラー設備

【さくらホーム】

■ホームの概要

名称	構造	敷地面積	延床面積	リビング ダイニング	浴室脱衣場	トイレ	介助トイレ	居室 (室数)	世話人室
さくら ホーム	木造平屋	577.70 m ²	216.60 m ²	27.07 m ²	15.28 m ²	2.71 m ²	3.61 m ²	10.83 m ² (7室)	10.83 m ²

■訓練等給付対象外サービス利用料金

光熱水費 (水道・電気・ガス)	11,900円
共益費 (愛媛CATV・浄化槽保守点検・浄化槽清掃費・町内会費)	1,880円

■非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
避難訓練	年2回実施する。
防災設備	消火器 誘導灯 熱式火災探知機 煙探知機 火災通報専用電話 スプリンクラー設備

【つばめホーム】

■ホームの概要

名称	構造	敷地面積	延床面積	リビング ダイニング	浴室脱衣場	トイレ	介助トイレ	居室 (室数)	夜勤室
つばめ ホーム	木造平屋	948.0 m ²	305.04 m ²	29.26 m ²	13.09 m ²	2.71 m ²	5.65 m ²	10.83 m ² (10室)	10.83 m ²

■訓練等給付対象外サービス利用料金

光熱水費 (水道・電気)	7,800円
共益費(浄化槽保守点検・浄化槽清掃・浄化槽放流料・町内会費)	800円

■非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
避難訓練	年2回実施する。
防災設備	消火器 誘導灯 熱式火災探知機 煙探知機 火災通報専用電話 スプリンクラー設備

【ことりホーム】

■ホームの概要

名称	構造	敷地面積	延床面積	リビング ダイニング	浴室脱衣場	トイレ	介助トイレ	居室 (室数)	夜勤室
ことり ホーム	木造平屋	584.0 m ²	208.92 m ²	29.02 m ²	11.8 m ²	2.87 m ²	5.31 m ²	10.83 m ² (7室)	12.19 m ²

■訓練等給付対象外サービス利用料金

光熱水費 (水道・電気)	7,200円
共益費 (愛媛CATV、浄化槽保守点検・浄化槽清掃・町内会費)	1,950円

■非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
避難訓練	年2回実施する。
防災設備	消火器 誘導灯 熱式火災探知機 煙探知機 火災通報専用電話 スプリンクラー設備

《いつきホームズ修繕費用負担表》

項 目			費用負担者
建物 外ま わり	屋根	葺替え	事業所
	屋上防水	やり替え	事業所
	外壁	補修・先浄	事業所
	外部鉄部・吹付け部	修繕・塗装	事業所
	雨樋	修繕・交換	事業所
	外構・フェンス等	修繕	事業所
建物 内	天井	躯体の修繕・改装	事業所
		内装の修繕	利用者
	床	躯体の修繕・改装	事業所
		内装の修繕	利用者
	壁	躯体の修繕・改装	事業所
		内装の修繕	利用者
建具	鋼製建具(玄関ドア・窓サッシ等)	修繕・交換	事業所
	木製建具(居室ドア・その他屋内ドア一畳等)	修繕・交換	利用者
その 他	建物内部(手摺等)	修繕・交換	利用者
	入退室時の居室クリーニング		利用者
設備 関係	消防設備・消火器・スプリンクラー	修理・交換	事業所
	給水管	錆止め・修理・交換	事業所
	排水管(排水溝・排水枘含)	洗浄・修理・交換	事業所
	給湯器	修理・交換	事業所
	電気配線・プレート類	修理・交換	事業所
	エアコン・空調設備	交換	事業所
	エアコン・空調設備	修理	利用者
	換気扇	修理・交換	利用者
	照明器具(本体)	修理・交換	利用者
	その他電気設備	修理・交換	利用者
	システムキッチン・浴室設備一洗面台・その他水道器具	修理・交換	利用者
	その他衛生設備(便器・防水パン等)	修理・交換	利用者
	収納設備(下足入れ・郵便受け等)	修理・交換	利用者
	消耗品(電球・電灯・パッキン・鎖・その他部品)	修理・交換	利用者

《管理等》

項 目			費用負担者
自主 保守	建物本体	簡易点検	事業所
	消防設備・消火器	簡易点検	事業所
	排水管(排水溝・排水枘含)	簡易点検	事業所
	受変電設備	簡易点検	事業所
	外構・フェンス等	簡易点検	事業所
法定 保守	消防設備・消火器	法定点検	事業所
	スプリンクラー	法定点検	事業所
清掃	屋外	日常清掃	事業所
	建物内部	日常清掃	事業所
その 他	植栽	状態点検・剪定・消毒等	事業所
	除草	雑草の状態点検・除草・除草剤散布等	事業所